

第1編 障がい者計画（第4期）

第1章 障がい者計画の策定に当たって

第1項 計画策定の背景、目的

本市の障がい者計画は、栃木市総合計画のまちづくり基本方針である「健康で生きがいを持てるまちづくり」の障がい福祉分野の計画として、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、第3期障がい者計画（平成30年度～令和5年度）に基づき障がい福祉施策を推進してきました。

障がい福祉施策は、障がい者の特性やライフステージに応じた適切な福祉サービスの充実や経済的・社会的に自立できるよう、障がい者に寄り添ったきめ細やかな支援が必要であります。また、障がいがあっても、住み慣れた地域で生活できる社会づくりが求められています。

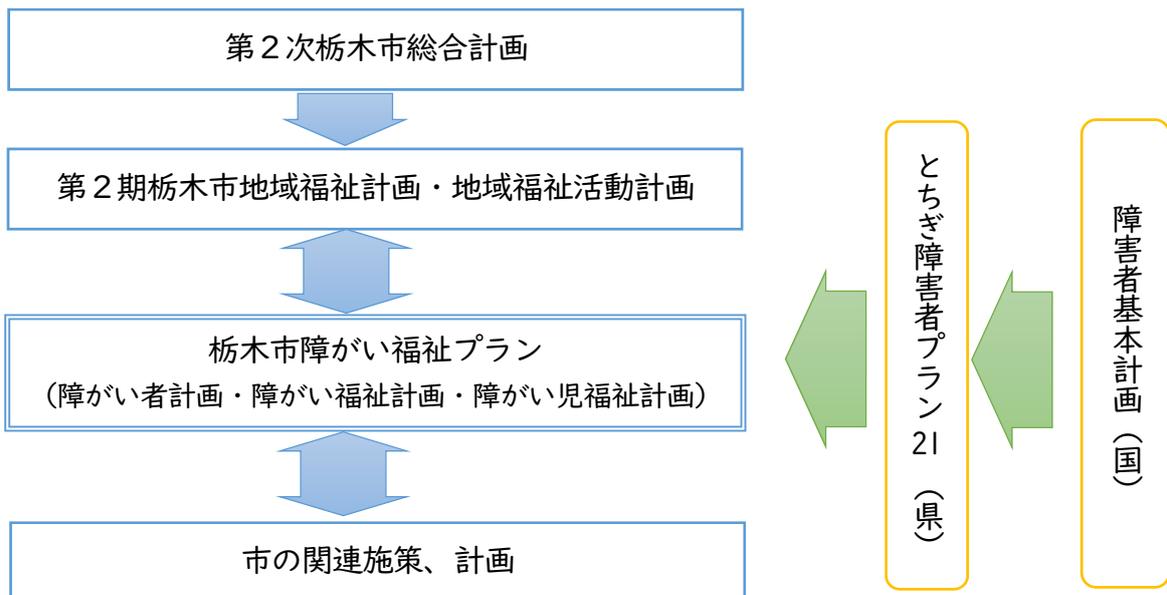
第4期栃木市障がい者計画は、これまでの本市の取り組みや障がい者のニーズを踏まえ、ノーマライゼーションの理念である「共に生き、支え合う社会づくり」の視点に立ち、すべての人がいきいきと住み慣れた地域で生活できる社会づくりを目的に策定するものであります。

第2項 計画の位置づけ

この計画は、本市の障がい者施策の基本となる計画であり、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」です。

また、本市の最上位計画である「第2次栃木市総合計画」及び福祉分野の上位計画となる「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の分野別計画として策定するものであり、国や栃木県が策定する関連計画と整合・連携を図ります。

そして第2編の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定し、これらの計画を「栃木市障がい福祉プラン」とします。



<障害者基本法>

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律>

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

<児童福祉法>

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3項 計画期間

栃木市総合計画に定める基本構想（令和5年度から令和14年度）及び前期基本計画（令和5年度から令和9年度）との整合性、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に係る基本指針により3年であることを考慮して、本計画の計画期間は令和6年度～令和11年度の6年間とする。

根拠法令	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
障害者基本法	障がい者計画 (第3期)			障がい者計画 (第4期)					
障害者総合支援法	障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)			障がい福祉計画 (第8期、予定)		
児童福祉法	障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)			障がい児福祉計画 (第4期、予定)		

第4項 計画における対象者

本計画で対象となる人は、障害者基本法第2条第1項に規定する人、高次脳機能障がいのある人及び難病患者とします。

本計画では、法律名や個別の名称に関する記述以外の身体、知的、精神、障がい児、その他障がいのある人を総称して「障がい者」と記載しています。

<障害者基本法>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害者、知的障害者、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。